

防府市子育てのための施設等利用給付の支給に関する要綱

令和元年10月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子育てのための施設等利用給付（以下「施設等利用費」という。）の支給に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、施設等利用費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設等利用費の償還払いによる支給の申請及び支給)

第2条 施設等利用費の支給を受けようとする者は、次の各号に定める様式及び関係書類を市長に提出するものとする。

- (1) 幼稚園、認定こども園の預かり保育事業の施設等利用費の場合 第1号様式
- (2) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の施設等利用費の場合 第2号様式
- (3) 特定子ども・子育て支援に要した費用の額がわかる領収証
- (4) 特定子ども・子育て支援提供証明書
- (5) 子育て援助活動支援事業を利用した場合 援助を行う会員が発行した活動報告書

2 市長は、第1項の申請書を受理した場合において、その内容を審査の上適当と認めるときは、施設等利用費の額を決定し、申請者に支払うものとする。

(施設等利用費の返還)

第3条 市長は、偽りその他不正な行為により施設等利用費の支給を受けた者があるときは、その者から、既に支給した施設等利用費の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、施設等利用費の支給に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（宛先）防府市長

施設等利用費請求申請書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園 預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、防府市内に居住していることを防府市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを防府市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を防府市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を防府市が確認すること。

請求金額 ￥ _____

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者) 領収書の宛名と同一の人が請求してください

フリガナ	認定子ども	生年月日	年 月 日
氏 名	子どもの続柄	現住所	電話:

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ	法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
氏 名	認定番号	
	生年月日	年 月 日

3. 在籍する幼稚園・認定こども園について記入

フリガナ	所在地	〒
施設名称	(市外の場合のみ記入)	電話:
年 月 日～ 年 月 日	間の在籍状況	<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した
上記で、途中入園に該当した場合はその年月日を記入		
		年 月 日

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出して下さい。

5. 在籍園の預かり保育事業以外に一時預かり事業等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2)

①	フリガナ	施設・事業名	所在地	〒	電話:
②	フリガナ	施設・事業名	所在地	〒	電話:

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※2 ※3	請求額 ※4 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※3	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※2 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※3 上記で記入した「一時預かり事業・認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証を添付して下さい。

※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円がとなります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

（宛先）防府市長

施設等利用費請求申請書（償還払い用）

認可外保育施設の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、防府市内に居住していることを防府市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを防府市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を防府市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を防府市が確認すること。

請求金額 ¥ _____

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者) 領収書の宛名と同一の人が請求してください

フリガナ	認定子どもとの続柄	生年月日	年 月 日
氏 名		現住所	電話:

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ	法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
氏 名	認定番号	
	生年月日	年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫 支店	口座番号	
農協・信用組合 出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	所在地	〒
	施設・事業名		電話:
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額
			円 <input type="checkbox"/> 時間額
			円
②	フリガナ	所在地	〒
	施設・事業名		電話:
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額
			円 <input type="checkbox"/> 時間額
			円

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）をすべて添付して下さい。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。